

地籍調査がはじまります

平成18年度から、都市建設課内に地籍調査係を設置し、町民の皆さんの貴重な財産である土地の地籍を確定し効率的な土地利用を図るため地籍事業の準備を進めてきましたが、今年度（平成20年度）より本格的な現地調査に入る事となりました。

地籍調査とは？

地籍調査とは、土地分類調査、水調査と並び、国土調査法に基づく「国土調査」の一つであり、主に市町村が事業主体となって、地権者立会のもと一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、現在の最新技術を使い、境界の位置と面積を測定するものです。ただし、所有者の変更など、所有権に関することは行いません。

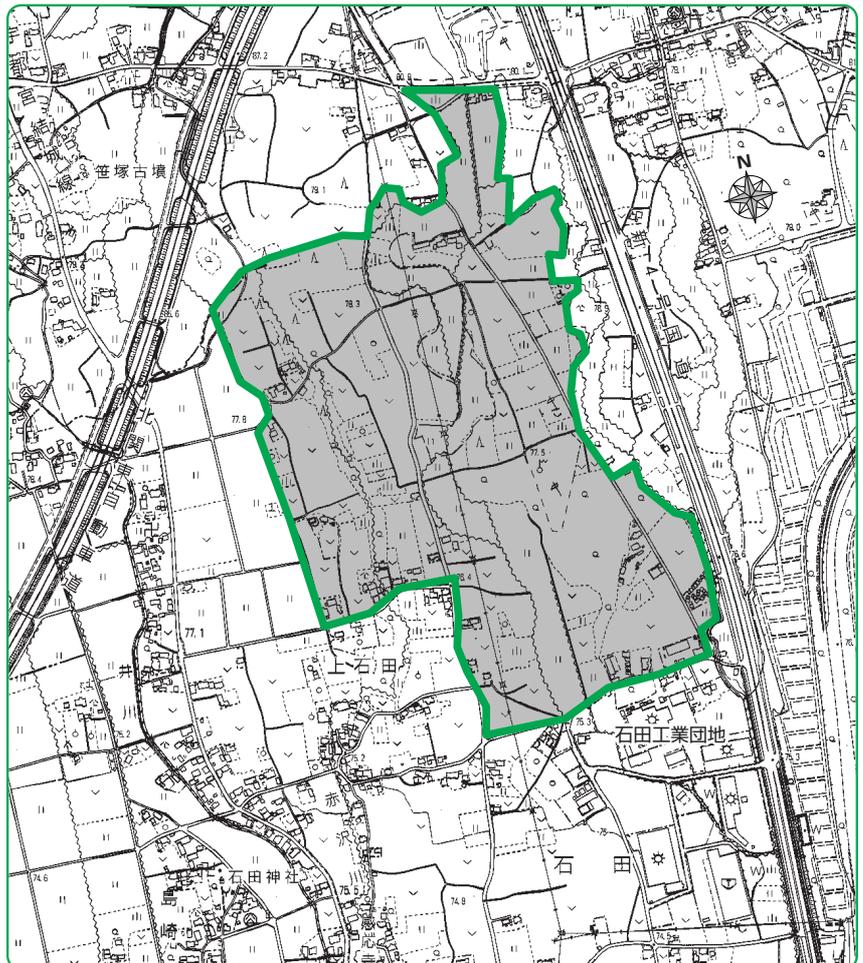
「地籍」とは、いわば「土地に関する戸籍」のことです。わが国において、現在土地に関する記録として広く利用されている登記所に備え付けられている地図は、その半分ほどが、いまだに明治時代初期の地租改正時に作られた地図（公図）などをもとにしたものです。公図は、境界、形状などが現実とは違う場合が多く、また、登記簿に記載された土地の面積も、正確ではない場合もあるのが実態です。このため、土地取引が円

滑にできない、災害などの復旧に時間がかかる、公共事業が進まないなどの問題が生じています。

地籍調査が行われると、その成果は登記所に送られ、登記所においてこれまでの登記簿、地図が更新されることとなります。更新された登記簿、地図は、その後の土地取引の円滑化や行政の効率化に役立つことが期待されています。

地籍調査係より

事業計画の策定が終了し、石田I地区（図面参照）から本格的な現地での調査を開始いたします。担当地権者の皆さんを対象とした説明会を行った後、実際の立会等の業務は秋以降となります。気持ちよくご協力いただくためにも、説明会には積極的に参加いただいで事業内容を良く理解していただき、ご不明な点などはお気軽に都市建設課地籍調査係にお問い合わせください。



▼問い合わせ先▼

都市建設課 地籍調査係

☎ 9148

E-mail: t-kensetsu01@town.kaminokawa.tochigi.jp